

要配慮者利用施設の避難確保計画作成促進及び警戒レベルの周知について

◆経緯

平成29年の水防法の改正により、土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は避難確保計画作成が義務付けられたことにより、当施設に対して周知及び計画作成の促進に取り組んだ。

◆内容

水防法の改正を受けて、平成30年度に要配慮者利用施設の庁内所管部署が集まり、要配慮者利用施設への案内文・避難確保計画の雛型（東大阪市版）・施設一覧など全庁的に統一して取り組めるように会議を重ねた。その後、講演会では避難確保計画作成について周知を図り、併せて警戒レベルの内容について説明をし、要配慮者利用施設の利用者は警戒レベル3で避難開始する段階にあるため、その段階から施設職員は利用者の安全確保に努めることを強調しました。

◆効果

- ・庁内で共通認識を持って該当施設へ避難確保計画作成についての案内ができた。（特に、同じ法人が複数の施設種別を持つ場合でも、市の所管部署ごとで同じ対応を取ることができた。）
- ・市独自の避難確保計画の雛型を作成したことにより、提出の迅速化に繋がった。

